

防整施第8014号
29.5.22

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

平成29年度における国の公共工事の代価の前金払の特例措置に係る
取扱いについて(通知)

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、平成28年度における国の公共工事の代価の前金払の特例措置に係る取扱いについて(防整施第13175号。28.7.15。)は、廃止する。

記

1 特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事(国庫債務負担行為に係るものを含む。)に係る前払金で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに払出しが行われるものとする。

2 特例措置に伴う建設工事請負契約書への項目追加

建設工事請負契約書について(防整施(事)第146号。28.3.31)別冊第1及び別冊第2建設工事請負契約書第38条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中

取得文書管理情報	
取得年度	2017年度
起算日	2018.4.1
保存期間	5年
保存期間満了日	2023.3.31
本紙を含め	枚 冊



間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

3 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日以降に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用するものとする。その際、平成28年度における国の公共工事の代価の前金払の特例措置に係る取扱いに基づき、建設工事請負契約書第38条にただし書を付している契約については、当該ただし書を削除し、上記2の追加を行うこととする。なお、受注者が既に前払金の全てを使用している等の理由により当該請負契約を変更する必要がない場合は、当該請負契約を変更しなくても差し支えない。

写送付先： 整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官